

精子の凍結にかかる評価及び選定療養について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定により、医療上必要が認められない、患者さんのご都合による精子凍結及び融解については、厚生労働省が定める選定療養の対象となりました。

選定療養とは、保険診療を行うにあたり、患者さんご自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、費用は全額自己負担となります。

当院における選定療養の費用は、11,000円（税込）となります。

ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

病院長